

委託契約書（案）

表題部

- 1 業務の名称 令和4年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販路開拓）業務委託
- 2 履行期間 （自）契約締結の日
（至）令和5年3月15日
- 3 委託金額 金 , , 円
（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円）
（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金

上記の委託業務について、 (以下「甲」という。と (以下「乙」という。)) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記総則の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

総則

（目的及び委託業務の内容）

- 第1条 甲は、令和4年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販路開拓）業務委託を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、甲の指示及び令和4年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販路開拓）業務委託仕様書（以下、「仕様書」）に基づいて業務を実施しなければならない。
- 3 甲又は乙の都合により仕様書の内容を変更するときは、甲、乙協議の上決定する。

（実施計画書）

- 第2条 乙は、実施計画書を契約締結の日より10日以内に甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲又は乙の都合により前項の実施計画書の内容を変更するときは、甲乙が事前に協議するものとする。

（計画変更等）

- 第3条 乙は、実施計画書を変更しようとするとき（業務内容の軽微な変更の場合及び各項目区分間の20%以内の流用（ただし、人件費への流用及び一般管理費への流用は除く。）の場合を除く。）は、あらかじめ計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

（履行期間）

- 第4条 履行期間は、この契約を締結した日から令和5年3月15日までとする。
- 2 乙は、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

（履行期限の延長）

- 第5条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の責により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年（365日）2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

（委託料）

- 第6条 委託業務に対する委託料は、表題部3に定める委託金額とする。

（契約保証金）

- 第7条 契約保証金は、表題部4に定めるものとする。

（再委託の制限）

- 第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力

団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時的に中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、または報告を求めることができる。

(実績報告等)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び仕様書に基づく成果報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(完了検査等)

第12条 甲は、前条第1項に定める実績報告書の提出を受けたときは、直ちに検査を行い、委託業務の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めたときは、支払うべき委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

2 乙は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補完しなければならない。この場合においては、補完の完了をもって委託業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。

(委託料の支払い)

第13条 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、概算払いをすることができるものとする。

2 乙は、概算払いを受ける必要があるとき、または前条第1項に定める委託料の額の確定通知を

受けたときは、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求書によって甲に請求することができる。

- 3 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条第1項の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。
- 4 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5%の遅延金を徴収できるものとする。
- 5 甲は、第2項の支払請求を受理した場合、その支払請求書が適法なものであると認めるときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（著作権）

第14条 乙が、事業により取得した著作権は、委託業務の終了とともに甲に継承するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第15条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が契約に反する行為をしたとき。
- (2) 乙が委託業務を適切に処理できないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。

2 甲は前項各号に該当しなくてもやむを得ない理由があるときは、契約を解除することができる。

（損害賠償）

第17条 前条により契約解除に至った場合において、甲に損害があるときには、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

2 委託業務の処理に関して、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

（額の確定の取消し等）

第18条 甲は、乙が委託事業に関して不正、その他不適切な行為をした場合は、第12条第1項に定める額の確定の通知の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 甲は、前項の取消し等をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する委託料が支払われているときは、期限を付して当該委託料の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した

違約金を徴収することができるものとする。

(天災その他不可抗力による契約不履行)

第19条 乙は、天災その他不可抗力により、契約の履行ができない場合は、甲と協議するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務を行うにつき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。なお、個人情報の漏えい等があった場合は、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される。

3 前項の規定は、この契約期間の終了後及び契約解除後も同様とする。

(帳簿等の整備及び保管)

第21条 乙は、委託業務にかかる経理を常に明確にし、経理を明らかにした帳簿、その他支出の事実を証明する書類等を整備し、委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除対策に関する契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（疑義の協議）

第24条 この契約書及び仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議し、定めるものとする。

（管轄裁判所）

第25条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。